

第 1 節 雇用環境の整備と就業支援の強化



1 雇用環境の整備と就業支援の強化

基本方針

若者、女性、高齢者など就労を希望する誰もが働く機会を得られるよう、企業における雇用環境の整備を促すとともに、関係機関と連携し、人材育成、就業支援に努めます。

● 現状と課題

- ・本市の有効求人倍率は、高い状況が続いており、企業における人材不足が加速しています。
- ・若者や女性が希望する職種の不足を始め、求人と求職のミスマッチが続いています。
- ・市内企業の魅力や事業活動が市民等によく知られていないことから、見える化を図り、積極的に周知する必要があります。
- ・求職者や在職者の新分野進出、女性の職域の拡大を支援するため、職業能力の開発を進める必要があります。
- ・市民のワーク・ライフ・バランスを推進し、労使双方でこの取組を進めることが必要です。
- ・雇用情勢（コロナ禍等）に対応した雇用対策や、高齢者、就職氷河期世代、就労に悩む若者への雇用対策など、幅広い就業支援の強化が求められています。



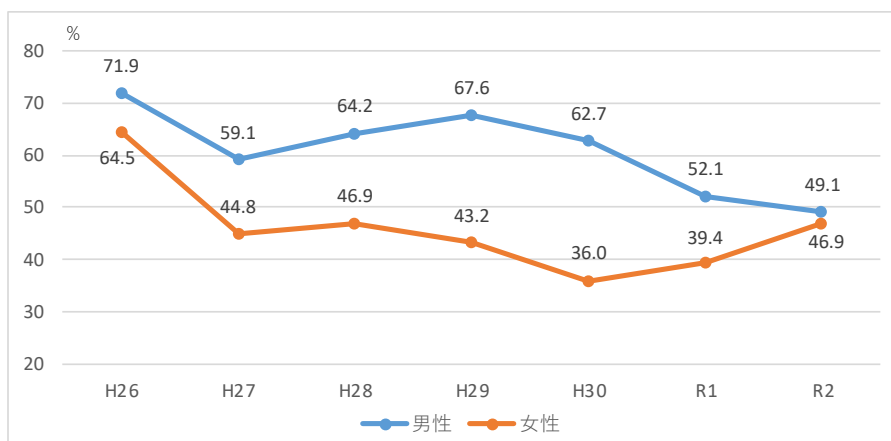
インターンシップ受入事業



高校生求人説明会

● トピック

◆ 新規学校卒業者（高等学校）の就職者のうち市内就職率



新規学校卒業者（高等学校）の就職者のうち、市内就職者は減少傾向にあります。特に女性の市内就職率が低くなっています。

（資料：商工観光課）

## ● 施策の方向

### ① 若者・女性に選ばれる雇用環境づくり

- ・企業説明会等の場を設営し、市内企業の魅力や技術を見える化します。
- ・IT関連企業など、新たな分野の企業進出を促し、就職の選択肢拡大に努めます。
- ・時間や場所にとらわれない多様な働き方を検証し、企業等への普及を図ります。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進し、育児・介護休暇等の普及、短時間勤務制度の構築などの働きかけを行います。
- ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、職場における女性の活躍を促進します。

### ② 地元就職、U I ターン就職の促進

- ・高校生の地元企業への理解を深めるため、企業見学バスの運行や求人説明会を開催するとともに、学校のカリキュラムに地元企業が協力します。
- ・U I ターン就職を促進するため、市外の学生に向けて企業説明会等の情報発信を行います。
- ・大学等と連携を図り、インターンシップの受入れを行います。
- ・生徒だけでなく、保護者及び教員等学校関係者並びに地元企業と連携して、就職を希望する生徒の地元定着を促進します。
- ・就職資金や奨学金の返済など、新規就職者の経済的負担を軽減する施策の充実により、U I ターンや地元就職を促進します。

### ③ 誰もが活躍できる働きやすい環境の整備

- ・市内企業の人材ニーズを把握して、必要な人材を確保・育成するため、糸魚川高等職業訓練校や新潟県立上越テクノスクールと連携して、教育・訓練の充実を図ります。
- ・従業者の国家資格や特殊運転免許等の取得について支援を行います。
- ・未就労者の就労支援のため、国、県、関係機関が行う就労研修や技能訓練等について、情報提供の充実を図ります。
- ・労働団体が行う相談活動をはじめ、労働環境の改善や向上のための活動に対する支援を行い、勤労者福祉の増進を図ります。
- ・就業を希望する高年齢者の雇用を拡大するため、定年制の延長や再雇用制度の普及など、働く場づくりを促進します。
- ・上越地域若者サポートステーションと連携し、就職氷河期世代や就労に悩む若者に対する就労支援を行います。

## ● 施策指標

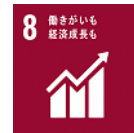
指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
新規学校卒業生（高等学校）のうち就職希望者の管内就職率	48.2%	52.0%	55.0%
女性就業率	45.2% (H27)	48.5%	50.5%

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
ハローワーク、県雇用環境整備財団、商工団体、企業（雇用促進協議会）が連携し、地元就職やU I ターン就職の促進に向け、情報発信を行うとともにマッチングを図ります。 ハローワーク、職業訓練校、商工団体が連携し、社会情勢や市内企業のニーズ等に対応した、職業能力開発に努めます。 行政、ハローワーク、商工団体、企業（雇用促進協議会）、労働団体等が連携し、雇用環境の改善に向けて取り組みます。	働きやすい職場環境を整備する企業をPRします。 テレワークオフィスにおいて柔軟な働き方を実践します。 地元就職に必要な就職資金の貸付けと利子補給を行います。 市内企業勤務者等のスキルアップや事業所の人材育成に対して、資格試験受験料補助金等により支援します。

第 2 節 活力ある産業の振興

1 商工業の振興



基本方針

企業の活性化と競争力の強化を図り、地域特性を活かした産業の発展を目指します。

●現状と課題

・本市の鉱工業は、事業所数は減少傾向、製造品出荷額は横ばい状態が続いており、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による世界経済のマイナスの影響が懸念されています。

・中小製造業においては、関連企業を含めて従業員数も多く、地域の産業と雇用を守っていますが、大手企業の系列企業が多く、大手の動向に経営が左右されやすい状況です。また、建設業においては、社会基盤の整備だけではなく、災害や除雪対応などの地域の安全・安心を担う役割が求められる中、就業者の高齢化や人材不足が課題となっています。いずれも、本市の基幹産業であり、経営の安定化や将来を担う人材の確保・育成、デジタル化による生産性の向上等が求められています。

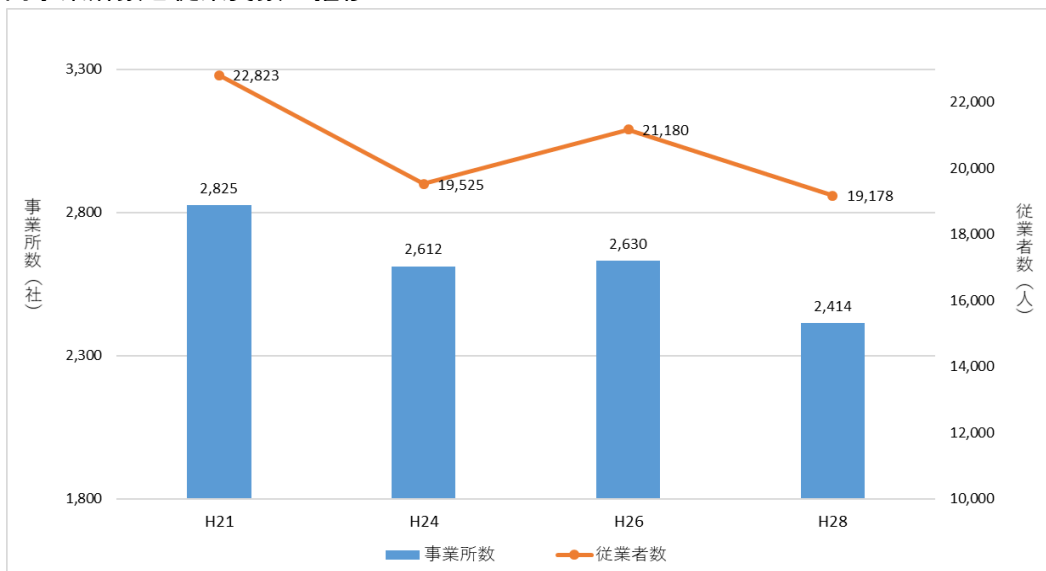
・これらに対応するため、融資や補助金等支援制度の充実、設備投資に対する奨励措置、関係機関と連携したアドバイス等の支援を行うとともに、本社機能の移転等をはじめとする企業誘致にも引き続き取り組む必要があります。

・本市の商業は、郊外の大型店及び近隣都市への消費者の流出、中心市街地の人口減少及びネット販売の利用増などにより、既存商店では売上げはもとより、商店数や従業者数の減少が著しい状況となっています。

・商店街においても、人通りが大きく減少し、空き店舗が増えていますが、賑わいづくりの創出に向けた動きも見られ、今後とも、個性的、魅力的な店づくりとともに、各種団体が連携した地元消費を促す取組が必要となっています。

●トピック

◆市内事業所数と従業者数の推移



事業所数、従業者数ともに減少傾向にあります。

(資料：経済センサス)

## ● 施策の方向

### ① 企業の持続的な発展の支援

- ・企業の活性化と競争力の強化を図るため、糸魚川産業創造プラットフォームを通じて企業間連携や官民連携の強化を図るとともに、関係機関の連携のもと、相談・支援のワンストップサービス<sup>※1</sup>の機能強化に努めます。
- ・道路や港湾等の基盤整備により、ストック効果<sup>※2</sup>を高めるなど、経済活動が行いやすい環境整備を推進します。
- ・新製品の開発、新業種への進出や業態転換、海外への進出など、企業の経営革新を支援するため、産官学金労言<sup>※3</sup>による連携を促進し、国・県、大学、関係機関等との連携強化に努めるほか、リーダー養成の支援を行います。
- ・企業経営の安定のため、国の制度の周知と状況に応じた制度融資の充実を行うほか、企業が抱える問題等の解決のため、商工団体や専門機関との連携を強化します。

### ② 企業の拠点誘致

- ・新たな雇用の場の確保と産業活動の活発化を図るため、市内3か所の産業団地等への企業誘致活動を展開するほか、本社機能等の移転調査、姫川港の機能を活かしたりサイクル企業の誘致など、新たな産業分野に対応した誘致活動を推進します。
- ・首都圏等から新しい人の流れを創出するため、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等のテレワーク環境を整備し、関係人口と市内企業等の交流を通じた利活用を促進します。

### ③ 商業の活性化

- ・商店街等への誘客を促進するため、商店街が共同で行うイベントや施設整備、賑わい創出のための取組を支援します。
- ・中心市街地に加えて、市内には魅力的な小売店や飲食店が立地していることから、情報発信することにより市内全体の商業の活性化を図ります。

### ④ 事業承継の支援

- ・事業者等の後継者対策や廃業防止のため、商工団体と連携するほか、国等の支援制度を活用して、事業再編や事業統廃合等を含めた円滑な事業承継を支援します。

### ⑤ 地元消費の推進

- ・地域経済の好循環を創出するため、関係団体連携のもと、地元製品の販路拡大や地産地消を促進するほか、移動販売事業への支援など、地域内消費を促す取組を行います。

## ● 施策指標

(単位：万円)

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
従業員1人当たり製造品出荷額等	3,444 (H30)	3,600	3,600

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
行政と商工団体及び金融機関が連携し、企業の経営安定化や中心市街地の活性化に向けた支援を行うとともに、市民と一体となり、地元消費活動を促進します。 企業は、行政や商工団体と連携し、地域資源の積極的な活用と競争力の強化に努めます。	企業の新規拠点誘致、設備投資、雇用拡大等の事業拡大・拡充を支援します。 企業の運転資金、設備資金の供給を支援します。 中小企業や小規模事業者が相談しやすい環境を構築するため、商工会議所や商工会の支援を行います。

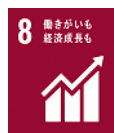
※1 ワンストップサービス：一度の手続き、必要とする関連作業を全て完了させられるように設計されたサービス。

※2 ストック効果：物流等の効率化、民間投資の誘発や観光交流、人口・雇用などを増加させ、長期にわたり経済を成長させる効果をいう。

※3 産官学金労言：産業界、市町村や国などの行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びマスコミ等のメディアをいう。

第 2 節 活力ある産業の振興

2 新たな産業の創出



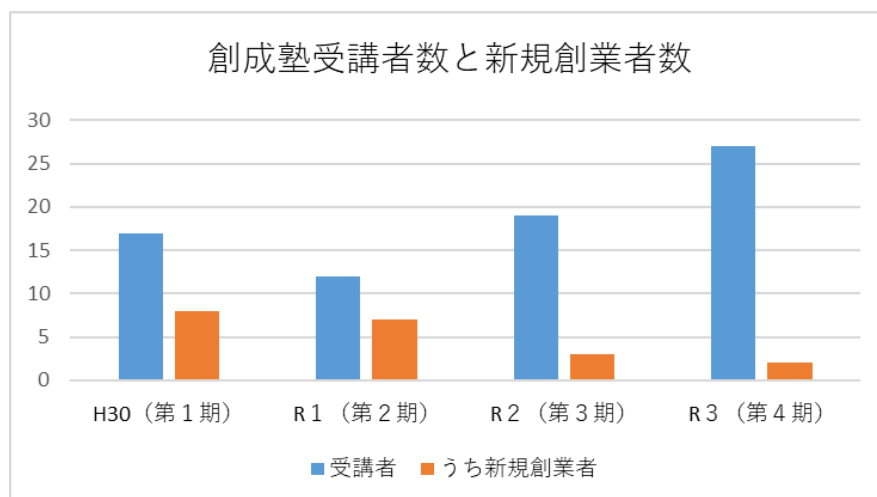
基本方針

糸魚川ならではの地域資源や取組を活かすとともに、創業等を促し、新たな産業の創出を目指します。

● 現状と課題

- ・本市は、食をはじめとして恵まれた地域資源と文化を有し、古くから近隣との取引が盛んで、近年は首都圏との取引も見られていますが、より付加価値を付け差別化して売り出すなど、さらに稼げる産業への転換が必要です。
- ・本市の農林水産業は、総じて経営規模が小さく、コスト高な経営形態になっており、また、少量多品目のため、市場への流通や加工・大口業務用事業者との取引が難しく、所得の向上が課題となっています。
- ・本市における民間活力を強化するためには、起業・創業、事業承継を増やし、新たな雇用を生み出すことにより、産業の新陳代謝を進めていくことが必要です。

● トピック



糸魚川創成塾は創業を希望する多くの方からご参加いただいています。

(資料：商工観光課)

## ●施策の方向

### ①地元産品ブランド戦略の推進

- ・農林水産物の高品質化・高付加価値化による販路拡大や所得の向上を進め、生産力を高める取組を推進します。
- ・市内事業者間のネットワークにより、情報発信や新商品開発の取組を進めます。

### ②6次産業化の推進

- ・農林水産物の付加価値を高めるため、生産、加工、販売の一体的な取組による所得向上など、経営の安定化に向けて推進します。

### ③起業・創業の支援

- ・商工団体、金融機関等で構成する創業支援ネットワークでは、起業・創業を目指す方に、経営ノウハウの習得、経営指導、融資、マッチングなど、段階に応じたトータル的な支援を行い、起業・創業、事業承継、新分野進出等を促進します。



創成塾修了者

## ●施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
年間創業支援対象者数	47人	60人	60人

## ●協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>糸魚川創業支援ネットワーク（行政、商工団体、金融機関）では、創業希望者に対して、窓口相談、創業セミナー、創業融資等の支援を行います。</p> <p>民間事業者や商工団体等と行政が連携し、新規市場開拓や地元産品PRなど、販路拡大を行うほか、地元産品ブランドの創出に向けた取組を進めます。</p>	<p>地元産品の販路拡大に取り組む事業者を支援します。</p> <p>市内での新規創業者に対して、創業資金の支援を行います。</p> <p>6次産業化に取り組む生産者や団体等に対し、関係機関と連携し、情報提供や専門家の派遣などの支援を行います。</p>



第 2 節 活力ある産業の振興

3 拠点性向上に向けた交通ネットワークの整備



基本方針

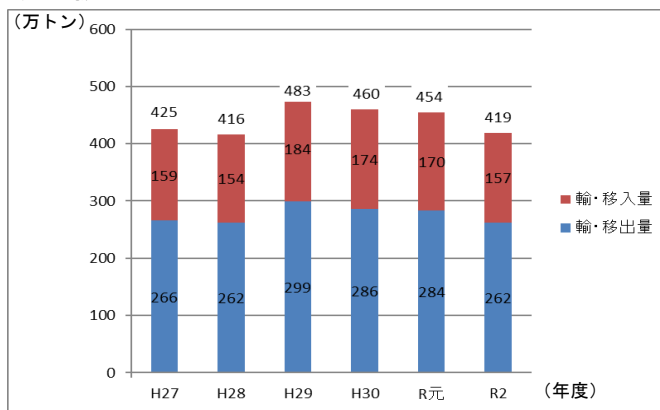
地域の物流拠点として、姫川港の施設整備や機能拡充を促進します。また、市民生活と経済活動の大動脈である広域幹線道路網及び北陸新幹線の整備を促進します。

●現状と課題

- ・姫川港は、昭和 48 年（1973 年）の開港以来、重点投資流通港湾、リサイクルポート※<sup>1</sup>（総合静脈物流拠点港）の指定を受け、物流の拠点として地域産業の発展に大きく貢献しています。
- ・港の利用を円滑にするため、-11m 岸壁の整備及び東ふ頭地区に小型船だまりの整備が進められています。
- ・今後も、より一層の利用拡大を図り、港湾施設の整備や荷役作業の効率化や安全を確保するため、港内静穏度対策の早期完成が望まれています。
- ・国道 148 号は、新潟県と長野県を結ぶ広域的なネットワークを構築する幹線道路ですが、地形的な条件により現道の抜本的な改良が困難な状況です。この解決策として、松本糸魚川連絡道路の整備が強く求められており、全区間の事業化に向けた取組を進める必要があります。
- ・国道 8 号は、東西日本を結ぶ物流の大動脈としての大きな役割を担っていますが、親不知地区では、事前通行規制区間の存在や線形不良、上空制限等による特殊車両の通行制限により物流への支障など、多くの課題を有しています。また、糸魚川東バイパスの一部（梶屋敷～押上間）が供用されましたが、間脇～梶屋敷間は未だ迂回路もなく、越波や交通事故等により長時間にわたり全面通行止めが発生する等、物流や地域経済に多大な影響を与えており、親不知道路や糸魚川東バイパスの早期の全線完成が求められています。
- ・北陸新幹線は、東京・大阪間を結ぶ路線として、平成 9 年（1997 年）に高崎・長野間が開業し、平成 27 年（2015 年）3 月に長野・金沢間が開業しました。令和 5 年度（2023 年度）末までに金沢・敦賀間が開業予定ですが、北陸新幹線の役割と効果を十分発揮するためには、敦賀・大阪間を早期に整備し、フル規格による全線整備が 1 日でも早く実現されるよう求められています。

●トピック

姫川港取扱量



姫川港の年間取扱貨物量は、近年、400 万トンを超えているものの横ばいの状況です。主な取扱品目は、輸出・移出ではセメントであり、輸入・移入では、セメント製造等に伴う原料となっています。

（資料：姫川港港湾統計資料）

※ 1 リサイクルポート：地域内で循環利用できない廃棄物や副産物等を広域的に流動させることにより、日本全国での利用を進めるための静脈物流拠点港湾であり、同時に環境負荷の小さい海上輸送等への転換を目指すもの。

## ● 施策の方向

### ① 港湾施設の整備

- ・物流拡大による地域の産業振興とともに、資源循環型社会の構築に貢献するため、港湾計画に基づき、船舶の大型化など、物流の効率化に対応できる港湾施設の整備を促進します。
- ・循環資源を効率的に取り扱うため、リサイクルポートとしての機能の拡充を図るとともに、船舶輸送や荷役作業の効率化と安全の確保に向け、港内の静穏度確保のための整備を促進します。
- ・港湾施設の有効活用を図るため、港湾利用者と連携の上、ふ頭用地の利用計画を作成し、港の利用拡大を図ります。

### ② 地域高規格道路等の整備

- ・松本糸魚川連絡道路の整備については、早期の調査完了とルート案の決定、全区間の事業化に向けた取組を促進します。
- ・国道8号親不知道路及び糸魚川東バイパスの整備促進に向けた取組を強化します。

### ③ 新幹線の活用と整備

- ・ビジネスや観光利用等による交流人口の拡大を通じて、地域経済への波及効果が十分得られるよう、早期全線整備の実現に向け、関係諸団体等と連携して関係各所に対する要望活動を継続します。



松本糸魚川連絡道路ルート帯イメージ



完成した西ふ頭3号岸壁での災害廃棄物の荷揚げ

## ● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
姫川港取扱貨物量（輸移出と輸移入の合計）	420 万トン	450 万トン	510 万トン

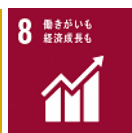
## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>港湾利用者は、関係機関との連携により、姫川港の整備促進と利用拡大に努めます。</p> <p>市民や事業者は、道路建設や新幹線整備促進活動に積極的に参加し、市民全体の機運醸成に努めます。</p>	<p>港湾利用者等と連携し、姫川港の整備促進と利用拡大に向けて取り組みます。</p> <p>地元地区や利用団体、経済界等の各種団体と協働して、関係機関へ要望活動を行うとともに、積極的な情報発信と周知啓発により、事業の促進に取り組みます。</p>



第 3 節 農林水産業の振興

1 農業の振興



基本方針

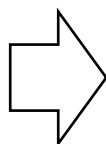
担い手の確保・育成と消費者等との交流・連携の促進、生産基盤整備等による、農業振興と農山村の活性化を図ります。

●現状と課題

- ・本市の農業は、経営規模が小さく稲作を中心とした、兼業農家が大半を占めています。農業従事者の減少や高齢化の進行により耕作放棄地の増加に加え、農業用施設等の適正な維持管理に支障がでており、農業・農村の持つ多面的機能が低下しています。
- ・農業生産活動を維持、継続するためには、担い手の確保及び育成に対する支援や地域における営農体制の構築が必要です。
- ・有害鳥獣による農作物被害は、農家の営農意欲にも深刻な影響を及ぼしており、有害鳥獣の駆除や電気柵の設置等に対する支援の継続が必要です。

●トピック

ほ場整備（区画拡大）による作業効率の向上に向けた取組  
 県営農地環境整備事業「大和川地区」



ほ場整備事業一覧表

(単位：ha)

事業名	地区名	開始年度	完了予定年度	受益面積	備考
県営農地環境整備	大和川	H28	R4	18.2	実施中
県営農地環境整備（中山間）	赤 沢	H30	R5	10.7	
県営経営体育成基盤整備	東 海	R1	R6	22.9	
県営経営体育成基盤整備	あわら	R2	R7	33.4	
県営農地環境整備（中山間）	向 田	R2	R7	4.6	
県営経営体育成基盤整備	川島・坂井	R3	R8	10.9	
県営中山間地域農業農村総合整備	谷根・出	R3	R8	5.8	
団体営農地耕作条件改善	大 野	R3	R6	4.0	
県営中山間地域農業農村総合整備	大 洞	R4	R9	10.7	計画中
県営経営体育成基盤整備	田中・中条	R5	R10	30.0	
県営中山間地域農業農村総合整備	湯川内第2	R5	R10	19.0	
合計				170.2	

(資料：農林水産課)

## ● 施策の方向

### ① 担い手の育成と経営の安定化

- ・ 将来に向けて農業の生産活動を維持、継続していくためには、担い手の確保、育成に対する支援が必要なことから、新規就農及び経営継承・発展の取組を支援します。
- ・ 担い手の確保に向けて、首都圏などで開催される就農イベントに出展し、就農者の確保を図ります。
- ・ 地域の担い手に対する農地集積・集約化を進めるとともに、ドローンなどのスマート農業導入による農作業の効率化を推進します。
- ・ 関係団体等と連携し、有害鳥獣被害の防止対策と捕獲を一体的に実施することにより、有害鳥獣による農作物被害を低減させ、担い手が生産に専念できる環境を整備します。
- ・ ほ場整備を契機とした園芸などの高収益作物の導入を推進し、経営の複合化による収益性の高い安定的な農業経営の実現と農業・農村の持続的な発展を図ります。また、共同で農業用施設の維持管理を行うなど、地域全体で担い手を支える体制づくりを支援します。

### ② 農業基盤整備の促進

- ・ 農業生産性の向上、農産物流通の効率化、農村地域の環境保全を図るため、ほ場整備や農業用施設の整備を促進します。

### ③ 農業・農村の持つ多面的機能の発揮

- ・ 洪水や土砂崩れの防止、自然環境保全や棚田が有する美しい風景など、農業・農村の持つ多面的機能が十分に発揮されるよう、日本型直接支払制度などにより地域の共同の取組を支援します。

### ④ 棚田地域の振興

- ・ 棚田の有する自然や文化などの豊かな地域資源を保全する活動や景観を活用した交流活動により、地域コミュニティの強化を促進します。

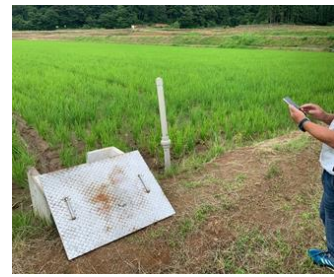
リモコン式自動草刈り機の活用



ドローンによる農業散布



スマートフォンによる水管理



## ● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
中心経営体数 <sup>※1</sup>	284 人	290 人	290 人
農業算出額 <sup>※2</sup>	187 千万円	192 千万円	200 千万円
ほ場整備率	70.4%	74.9%	78.5%

## ● 協働の取組

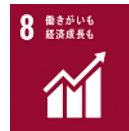
市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
農業者は、地域との共同作業により、地域資源や農村環境の保全活動、農業用施設の長寿命化に努めます。	地域の主体的な保全活動を支援するとともに、農業の将来像についての自主的な話し合いを促進します。

※1 中心経営体：「人・農地プラン」に位置付けられている、今後地域の中心的な担い手となる農業者（経営体）

※2 農業算出額：農業生産活動による最終生産物の総産出額

第 3 節 農林水産業の振興

2 林業の振興



基本方針

豊富な森林資源を活用し、地場産材の利用拡大や地域内の経済循環を推進します。

●現状と課題

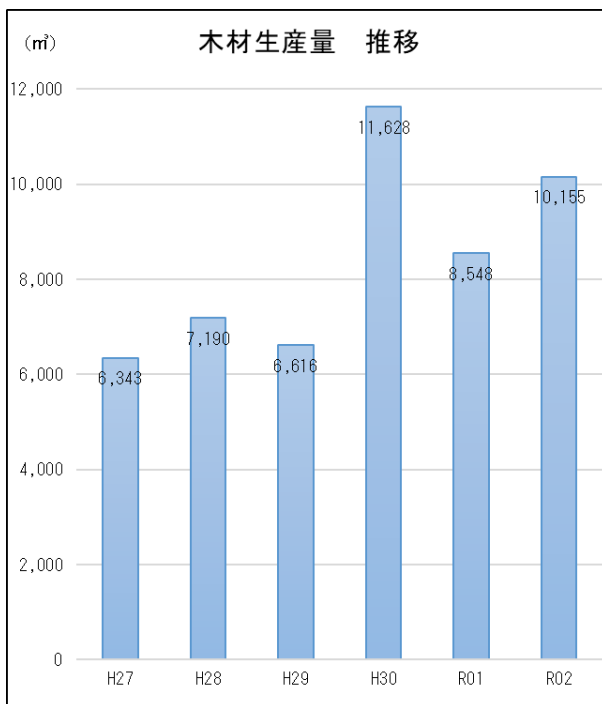
・市域の 87%を占める森林のうち約 9,000ha の人工林があり、その 7 割が伐期齢を迎えています。急峻な地形や積雪期間が長いことにより、生育状況が良くない団地が多く、効率的な森林施業が難しい状況にあり、森林の集約化や路網整備、機械化による施業コスト削減が課題となっています。

・森林施業の担い手の減少や高齢化、所有者の森林離れなどにより適正に管理されていない森林が増加しています。森林経営計画や森林経営管理制度を推進し、森林環境の保全による多面的機能を維持する必要があります。

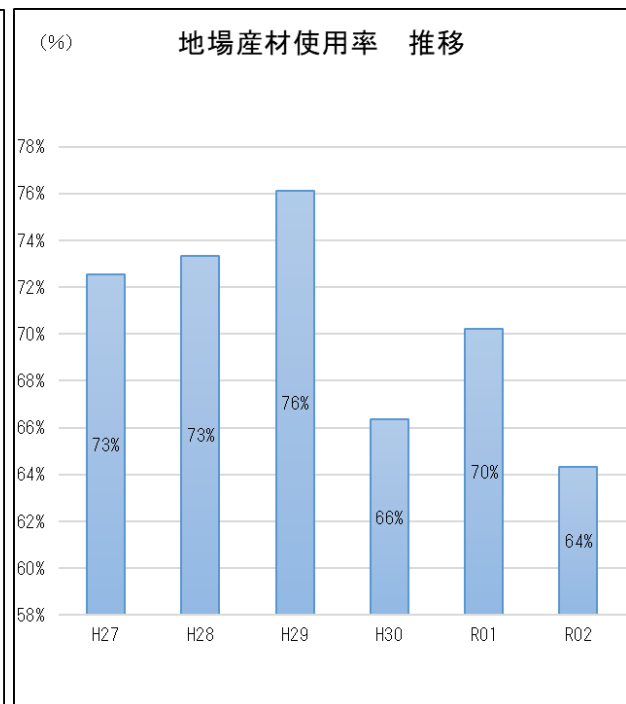
・安価な輸入材や地域外の国産材の流通、大手ハウスメーカー等のシェア拡大により、地場産材の利用が伸び悩んでいます。地場産材の特徴を活かした付加価値の創造が求められています。

・市内の林業認定事業体は 2 団体のみであり、製材業者も高齢化等により減少していることから、地場産材の需要促進と安定的な木材供給を図る必要があります。

●トピック



(資料：ぬながわ森林組合)



(資料：ふるさとの木の家づくり事業（駅北大火分除く）、公共建築物木材使用状況調査)

施業の集約化、高性能林業機械の導入等による効率化が進み、生産量は順調に伸びており、引き続き地場産材の利用促進に努めます。

なお、平成 30 年度は、駅北大火復興需要等で大きく伸びています。



## ● 施策の方向

### ① 担い手の育成と効率的な森林施業の推進

- ・ 森林教育や林業学習を推進し、広く市民の関心と理解を高めるとともに、就業研修者への支援や他産業からの林業参入を促進し、林業就業者の確保と育成を図ります。
- ・ 森林経営計画の作成や施業の集約化、路網整備、高性能機械による施業など効率的かつ低コスト化の取り組みを推進し、経営基盤の強化を図ります。
- ・ 森林経営管理制度により、適切な管理が行われていない森林について整備を進め、森林管理の適正化を図ります。

### ② 地場産材の利用拡大

- ・ 住宅や店舗などの地場産材の利用促進に向けた取組を支援します。
- ・ 公共建築物をはじめ、民間建築物への地場産材の利用促進や木質化を推進します。
- ・ 重ね梁やCLT（直交集成板）などの合板技術等による地場産材の活用・普及に向けて研究・開発を促進します。

### ③ 森林資源の活用推進

- ・ 林業事業者、製材業者、建築業者等の木材関係者による地域内の経済循環の仕組みづくりを支援します。
- ・ 森林教育や林業学習、自然体験を通じ、首都圏との交流や連携について調査・研究を推進します。



親子での下刈り



木材共販市場

## ● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
木材生産量	10,155 m <sup>3</sup>	10,000 m <sup>3</sup>	12,000 m <sup>3</sup>
地場産材使用率	64.0%	66.0%	70.0%

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
<p>森林所有者は、森林の持つ公益的機能を理解し、森林管理に努めます。</p> <p>森林組合等の林業事業者は、地区、市、県と情報共有し、連携して森林施業の推進に努めます。</p>	<p>路網整備や各種助成事業などにより、林業事業者が効率的、効果的に施業できる環境の創出を図ります。</p>

# 第3章 にぎわいと活力のあるまちづくり

## 第3節 農林水産業の振興

### 3 水産業の振興



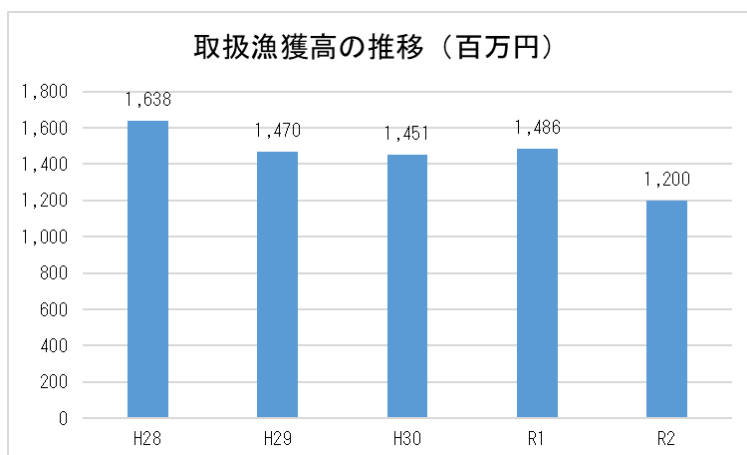
#### 基本方針

漁業者が意欲と展望を持って就労できる魅力ある水産業を目指します。そのため、意欲ある担い手の確保・育成、経営基盤の整備強化、水産物の高付加価値化と販路拡大、漁港施設の保全等に取り組めます。

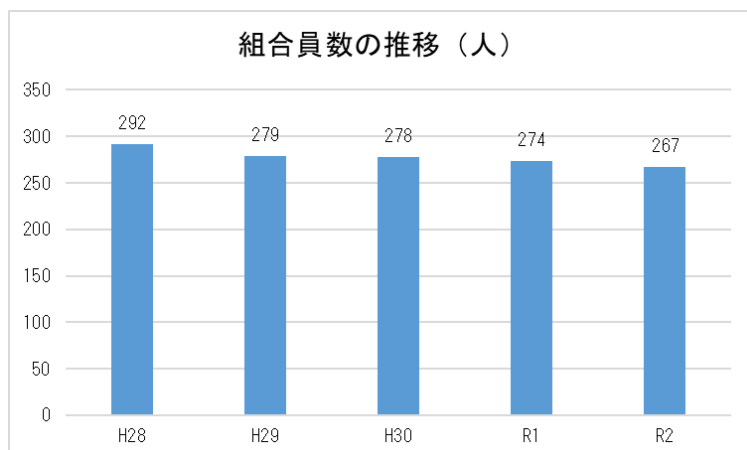
#### ●現状と課題

- ・水産資源の減少や魚価の低迷、就労者の高齢化や人手不足といった課題をかかえています。
- ・各漁協においては、組合員の減少や水揚量の減少などにより、収益構造の見直しが求められています。
- ・水産物の付加価値を高め、流通体制の強化及び販路拡大、地元の消費促進を図ることが必要です。
- ・漁業生産の拠点である漁港施設の安全性確保のため、機能保全や長寿命化など、適正な維持管理を行う必要があります。

#### ●トピック



漁獲高は15億円程度で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年は大きく減少しています。



組合員数の減少が続いており、平均で年5人の減少となっています。

（資料：上越漁業協同組合、青海町漁業協同組合）



## ● 施策の方向

### ① 担い手確保と経営基盤の整備強化

- ・ 漁業所得の向上及び経営の安定確保に取り組み、持続可能な魅力のある漁業を目指します。
- ・ 児童、生徒に地元水産業の魅力について、地域学習や体験活動等を実施し、将来を担う人材の育成を図ります。
- ・ 内水面漁業の持続可能な体制づくり、安定的な運営を支援し、本市の清流の魅力を広く周知するとともに、環境美化活動を推進します。
- ・ 稚魚、稚貝の放流や漁業権の啓発などを推進し、水産資源の保護に努めます。
- ・ サザエファームの採取体験やセリ市の見学など、水産資源を活用した体験学習型観光を推進します。

### ② 水産物の消費拡大

- ・ ICTを活用した情報発信等による販路拡大に取り組みるとともに、食品加工を行う企業や海洋高校との産学官連携による消費者ニーズに対応した付加価値の高い水産加工品の商品開発を推進します。
- ・ 観光拠点施設を活用した、水産物の消費拡大につながる取組を支援するとともに、新鮮でおいしい水産物が享受できる地元の良さを積極的にアピールするなど、魚食の推進と地元消費促進を支援します。

### ③ 生産基盤の整備及び長寿命化修繕

- ・ 漁港、漁港海岸施設について、機能増強や安全性の確保、漁業生産と経営安定を図るため、計画的な整備・修繕を実施します。



能生漁港でのセリの様子

## ● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
取扱漁獲高	1,200 百万円	1,500 百万円	1,500 百万円
組合員数	267 人	255 人	243 人

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
漁業者は、漁業協同組合や行政と連携し、情報共有を図り、経営の安定と後継者の確保に努めます。	県と連携し、漁業者の意向を把握し、人材の確保や育成、漁業所得の向上に向けて産学官による連携を推進します。

第 4 節 地域資源を活かした魅力の発信

1 観光の振興



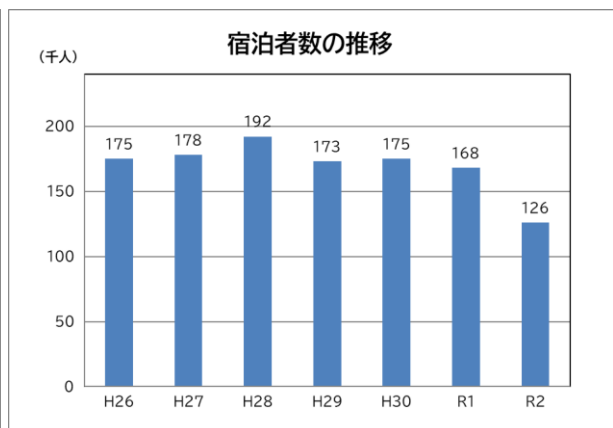
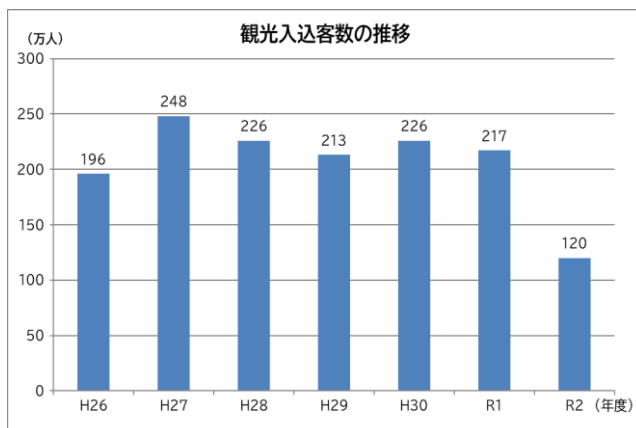
基本方針

地域資源を磨き上げ、効果的な情報発信と誘客により、観光地域づくりを推進します。

●現状と課題

- ・本市の観光業は、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大による影響が今後とも懸念されており、観光情報の一元化を進めるとともに、様々な観光関係者と連携し、観光地域づくりを進める体制を強化していく必要があります。
- ・本市は、山岳、渓谷、温泉、海浜、河川など、変化に富んだ個性豊かな自然資源や旧跡などの文化的資源、農林水産物や様々な味覚、ヒスイやフォッサマグナなどユネスコ世界ジオパークとしての貴重な資源に恵まれており、これらの観光資源を磨き上げ、より分かりやすく、物語性をもって体験できるよう、体験型、着地型旅行商品の魅力を向上し、販売強化につなげていく必要があります。
- ・ウェブサイトやSNS（ソーシャルネットワークサービス）※<sup>1</sup>などのインターネットやメディア等の媒体を活用した広告宣伝を行っているものの、エリア、目的、年齢層など、ターゲットを的確に把握し、ニーズに対応した情報発信を行う必要があります。
- ・観光イベントなどが周辺地域の活性化につながるよう、観光施設などと連携して、実施主体への財政支援や人的支援を行う必要があります。
- ・外国人観光客を受け入れるため、パンフレットや案内誘導看板などの多言語化を進める必要があります。
- ・市内観光地の多くは駅から徒歩で訪問することが難しいことから、自転車、バス、タクシーなど、様々な方法により、国内や国外の観光客がスムーズに訪問できるよう、二次交通の確保を進めていく必要があります。

●トピック



北陸新幹線開業により平成 27 年度から入込客数は 200 万人を超えていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 2 年度は大きく落ち込んでいます。

宿泊者数も年度により多少の変動はありましたが、令和 2 年度に大きな落ち込みが見られます。

(資料：糸魚川市観光入込客統計調査)

※ ソーシャルネットワークサービス：インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス

## ● 施策の方向

### ① 観光地域づくりの推進

- ・(一社)糸魚川市観光協会の体制を強化し、来訪者の満足度などマーケティングに基づいた観光戦略と一体的な誘客活動を推進します。
- ・様々な観光関係者と連携を強化し、受入れ態勢の充実に取り組みます。
- ・各種事業者や関係機関と連携し、来訪者に喜ばれる食事の提供や土産物の開発などにより、魅力的な観光振興を促進します。

### ② 観光資源の魅力向上

- ・地域ならではの観光資源の掘り起こしを行い、観光地の魅力向上に努めます。
- ・それぞれの観光素材が効果的に発信できるよう、総合的な情報発信に努めます。
- ・魅力的な観光資源を、来訪者により親しみやすい旅行商品として提供し、市内での滞在時間の向上と消費喚起に努めます。
- ・ユネスコ世界ジオパークの地域資源を活かした農林漁業体験、産業観光体験など、体験型観光と体験型教育旅行の更なる推進に取り組みます。

### ③ 誘客促進と受入れ態勢の充実

- ・ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）などにより、誘客につながる情報発信の充実を図ります。
- ・自転車による誘客と回遊を促進するため、サイクルツーリズムを推進します。
- ・知名度の向上とリピーターにつながるよう、各種イベントの実施を支援します。
- ・近隣県からの誘客を強化するとともに、首都圏や関西圏からの北陸新幹線を活用した誘客を強化します。
- ・駅と観光地・観光施設を結ぶ二次交通の確保に努めます。

### ④ 広域観光連携の推進

- ・広域観光連携により魅力的な観光スポットをつなげ、観光客の満足度を向上させる取組を推進します。
- ・連携団体と一体となった情報発信を行い、知名度向上と誘客に取り組みます。

### ⑤ インバウンド観光の推進

- ・将来のインバウンド需要を見込み、多言語に対応した情報発信や受入れ態勢の整備を行います。
- ・訪日外国人観光客が多く訪れている地域との連携により、市内への誘客を促進します。



恋する灯台フォトコンテスト

## ● 施策指標

指標	現状(R2)	中間目標(R6)	最終目標(R10)
観光入込客数	120万人	180万人	220万人
延べ宿泊者数	12.6万人	16.0万人	18.0万人

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
観光地域づくり法人(DMO)が主体となり、行政や観光団体、観光事業者と一体となった情報発信と誘客活動に取り組みます。	観光地域づくり法人(DMO)が行う誘客宣伝活動を支援します。 民間主導による観光誘客につながるイベント等を支援します。

第 4 節 地域資源を活かした魅力の発信

2 市民の誇りづくりと関係人口の創出



基本方針

市が有する資源を再認識し、その魅力を効果的に発信することで、「市に誇りを抱く市民の増加」「関係人口の創出」を図ります。

●現状と課題

・ジオパーク活動により、市民のジオパークへの認知度や理解度は高まっていますが、ヒスイやフォッサマグナ等の特徴的な地質や地形、自然、歴史、文化など様々な魅力の認識には差があるため、ジオパークの理念に基づき統一したイメージで本市の資源をつなぎ、継続的に発信することが必要です。

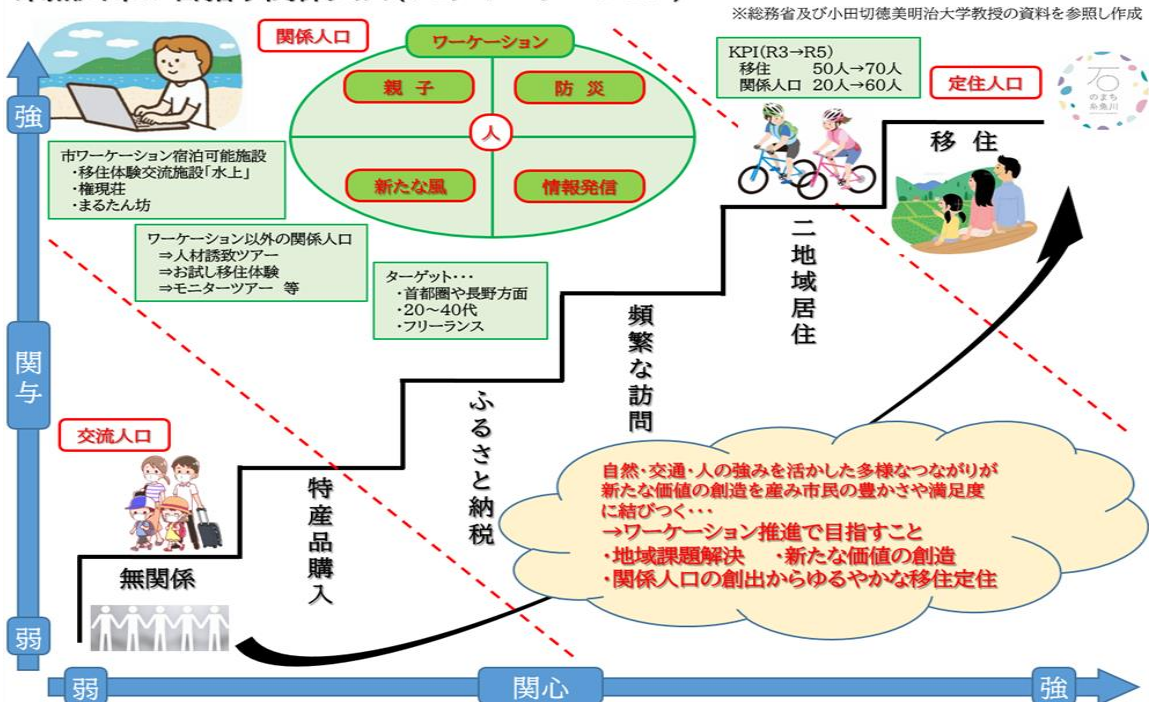
・官民一体となってジオパーク活動の 3 要素である「保護・保全」、「教育・防災」、「地域振興」を推進することで、ジオパークの認知や理解、郷土を愛する意識の醸成、地域の持続可能な発展につなげる取組が必要です。

・地方は、定住人口の減少や高齢化に伴い、生産性の低下や地域づくりの担い手不足による活力の低下などに直面しています。一方、近年テレワークが普及し、働きながら休暇や地域活動等を楽しむ新たな働き方（ワーケーション）が浸透してきており、関係人口となる人材との交流を通して多様な働き方や暮らし方を提案し、新たな価値を産み出す人材を確保していく必要があります。

・ふるさと納税は、制度の周知が進んだことから、全国的に寄附額が増加傾向にあります。本市の特産品である返礼品の内容を充実させるとともに、情報発信に努め、新たな寄附者の獲得や寄附機会の拡大を図る必要があります。

●トピック

糸魚川市が目指す関係人口(ジオ・ワーケーション)





## ● 施策の方向

### ① 石のまちプロジェクトの推進

・糸魚川で生み出される「石」を起点に様々な魅力の再構成により、「石のまち糸魚川」のイメージを市民とともにブランド化し、ふるさと糸魚川への愛着と誇りの醸成と、関係人口の創出を図ります。

### ② ジオパーク活動の推進

- ・糸魚川ユネスコ世界ジオパークの優れた地域資源をストーリーで結び付けることにより、観光の魅力を高め、観光誘客とリピーターを増やす取組を推進します。
- ・国内外のジオパークと連携し、情報発信の強化と知名度向上を図り、教育ツーリズム等を通して交流人口の拡大を図ります。
- ・糸魚川ユネスコ世界ジオパークの貴重な地質資源を次世代に継承するため、保護と保全に努めます。
- ・市民が地域の良さを知り、地域への愛着と誇りを育成するため、年代に応じたジオパーク学習と教育ツーリズムを推進します。

### ③ 多様な関係人口の創出

- ・北陸新幹線による首都圏からのアクセスや糸魚川ユネスコ世界ジオパークにおける多様なアクティビティの優位性を活かしたワーケーションを推進するとともに、大学生のインターンシップを積極的に受け入れるなど、関係機関と連携する中で多様な人材交流による地域課題の解決のほか、新たなイノベーションを生み出し、将来的な移住定住や企業誘致を図ります。
- ・テレワークの導入等の働き方改革が進展する中、地方に生活拠点を移し、都市との関わりも副次的に残す多地域居住が可能となったことから、引き続き調査研究を進め、更なる地方創生や関係人口の創出に努めます。
- ・特産品の魅力発信や新たな返礼品の開発により、ふるさと納税を通じた関係人口の創出を行うとともに、寄附受入額の増加に努めます。



ワーケーションモニターツアーの様子

## ● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
ワーケーションによる関係人口数	10 人	80 人	160 人
ふるさと納税寄附受入額	66,446 千円	100,000 千円	150,000 千円

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、ジオパーク活動等を通じて、地域に愛着と誇りを持ち、地域の持続可能な発展につながる取組を行います。	ジオパーク関係者が取り組む教育ツーリズム造成や体験旅行誘致等を支援します。 市民の誇りづくりに向け、地域資源の掘り起こしと磨き上げを支援します。



第1節 一人ひとりが尊重される社会の実現



1 一人ひとりが尊重される社会の実現

基本方針

全ての人の人権が尊重され、年齢や性別、国籍、障害の有無などによらず、誰もがその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、市民の人権意識の高揚を図り、あらゆる差別解消のための施策を推進します。

●現状と課題

・人権三法（部落差別解消法、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法）の施行等、法整備が進んでいますが、女性、子ども、高齢者、障害のある人、同和問題、外国人、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっています。また、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめ問題やインターネットによる人権侵害など新たな人権問題も生じています。

・これまでの人権教育・啓発は、他者への「思いやり・やさしさ」という心のあり方を中心に進めてきました。今後は、心のあり方に加え、誰もが人権が保障されている「権利主体」を強調した人権教育・啓発を進める必要があります。また、自らの権利を守り、自分らしさを実現できるためには、法を理解し、使いこなす力を育成することも必要です。

・人々の中に形成された性別に基づく固定的役割分担意識、性差に関する偏見は依然として根強く残っており、男女があらゆる分野で対等に参画し、その責任を分かち合い、個性と能力を発揮できる社会の実現が必要です。

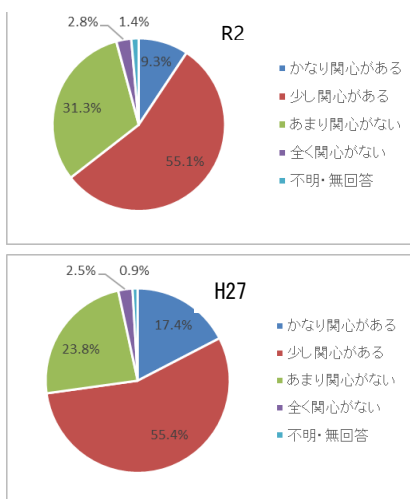
・企業における管理・監督的業務従事者に占める女性割合が低く、男女ともに働きやすい職場づくりに取り組む企業は微増にとどまっています。仕事と家庭生活を両立でき、個性と能力を発揮して活躍できる取組が必要です。

・ドメスティック・バイオレンスや若年層への性犯罪、ハラスメント等あらゆる暴力の根絶が課題となっています。

・外国人や外国にルーツのある人が安全・安心して生活できる支援と、地域社会へ参画できる体制づくりが必要です。

●トピック

◆糸魚川市民で人権や差別問題に関心を持っている人の割合



H27と比較すると「かなり関心がある」「少し関心がある」と回答した人の割合は、8.3ポイント減少しています。

(資料：人権意識市民アンケート結果)

◆審議会等に占める女性委員の構成割合

	糸魚川市 各年4月1日現在	新潟県 各年4月1日現在
H27	26.9%	37.0%
H28	27.2%	38.5%
H29	27.1%	38.9%
H30	25.8%	38.4%
R元	25.0%	37.5%
R2	25.2%	36.4%

(資料：内閣府男女推進施策の推進状況調査及び新潟県男女共同参画計画)

審議会等に占める女性委員の構成割合は、減少傾向であり、県と比較しても低い状況です。

## ● 施策の方向

### ① 人権意識の高揚と人権啓発の推進

- ・「糸魚川市人権教育・啓発推進計画」を策定し、様々な差別や偏見の解消に向けた人権啓発を行うとともに、学校教育や社会教育、各種研修会を通じて人権教育を推進します。
- ・人権擁護委員と連携し、地域に根ざした人権擁護・人権尊重の取組を推進します。
- ・一人ひとりの人権を認め合い、共に生きる社会の実現のため、国・県などの関係機関、関係団体と連携して啓発を推進します。

### ② 男女共同参画の推進

- ・性別に関係なく、全ての人々が自らの意思で多様な生き方を選択でき、あらゆる分野でその責任を分かち合い、個性と能力を發揮できる社会を実現するため、「いといがわ男女共同参画プラン」を策定し、関係機関、関係団体と連携して、各種事業に取り組みます。
- ・市民意識の向上のため、啓発活動の充実と講演会、研修会などの学習機会を提供します。
- ・ドメスティック・バイオレンスや若年層への性犯罪など、あらゆる暴力の根絶を推進するとともに、様々なハラスメント等を許さない意識啓発を推進するため、各種相談機関と連携した相談支援体制の充実に取り組みます。
- ・ワーク・ライフ・バランスを推進するため、意識啓発とハッピーパートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）の登録を促進します。

### ③ 多文化共生の推進

- ・市内在住外国人や外国にルーツがある人の住みやすい環境を整備するため、日本語セミナーや悩みごと相談などの支援事業を実施します。
- ・日本語での会話が難しい外国人を対象として、医療通訳や行政通訳を実施します。



市内小学校での人権学習会

## ● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
人権や差別問題に関心のある市民の割合	64.0%	75.0%	85.0%
審議会等に占める女性委員の構成割合	25.2%	35.0%	40.0%

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民は、全ての人の人権を尊重しつつ、個性や能力を發揮できる社会づくりに努めます。 ハッピーパートナー企業は、男女共同参画の推進に取り組みます。 法務局・人権擁護委員は、人権相談会の開催、各種啓発事業の実施に努めます。	人権尊重や男女共同参画推進における講演会、研修会など各種啓発事業や相談しやすい体制整備を行います。

第2節 地域で活躍する人材の支援



1 若者定着の促進

基本方針

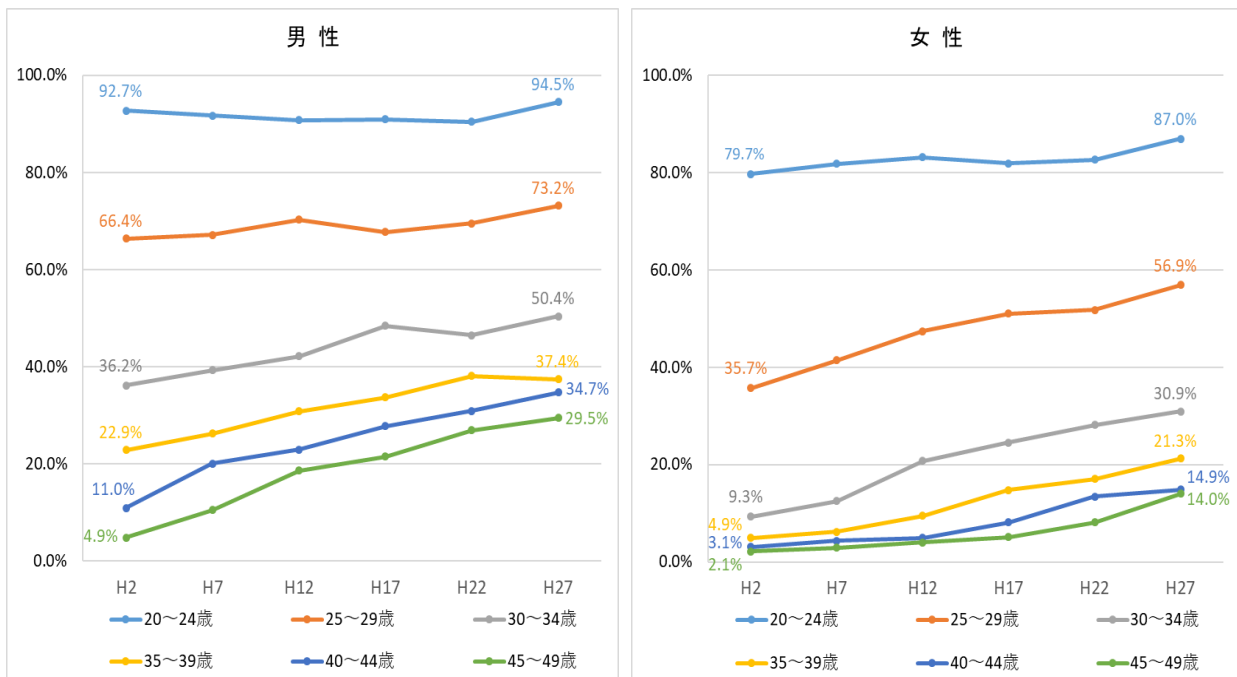
若者の多様な出会いや新たなつながりをきっかけに、若者がより輝くことができる環境を整備することで、地域活躍人材の定着を促進するとともに、結婚を希望する人へのサポートの充実を図り、生きがいを持ち暮らすことができる魅力あるまちづくりを目指します。

● 現状と課題

- ・就学や就職による若者の流出に歯止めがかからず、子育て世代人口も少ない状況であることから、地域づくりやまちづくりに参画する人材が不足しており、多様な出会いや新たなつながりの場の創出が必要です。
- ・若者が住み続けたいと思える魅力あるまちづくりに向け、学ぶ機会やスキルアップの場を支援する必要があります。
- ・結婚に対する価値観が多様化する中、年代別、男女比の違いもありますが、未婚化の上昇や晩婚化の影響により、出生数は減少傾向にあります。出会いの場の創出を含め結婚を希望する人へのサポート体制や支援制度の在り方が課題です。

● トピック

◆ 未婚率の推移



男性の方が女性よりも未婚率が高い状況にあります。また、ほぼすべての年代において、未婚率が上昇しています。

(資料：国勢調査)

## ● 施策の方向

### ① 若者の活躍・交流

・若者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすための活動の幅を広げていくためには、多様な出会いや新たなつながりがきっかけとなります。魅力ある人や楽しいと感じる取組には人が集まることから、より輝くことができるための各種交流や若者が活躍しやすい場を提供していきます。

・企業同士の交流会支援や地域課題解決型イベント、ライフプランセミナーの開催など、自分らしい生き方を考えるきっかけから、若者の多様な出会いと新たなつながりの場づくりを支援します。

・また、若者のまちづくり団体の立ち上がりや交流を支援し、若者の活動の広がりや地域で活躍する若者の育成を推進します。

### ② リカレント教育<sup>※1</sup>の推進

・若者の定住・定着につながるよう、スキルアップの機会創出などの取組を調査研究します。

### ③ 結婚を希望する男女への支援

・結婚に向けた意識啓発や縁結びコーディネーターによる出会いから結婚に至るまでのサポート体制を充実させるとともに婚活イベント等への開催支援や結婚相談所への入会支援等を実施します。



25歳同級生の手作りによる交流会



多様な出会いや新たなつながりに向けた交流会

## ● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
20～39歳人口の割合	15.0%	14.5%	14.0%

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民一人ひとりが「できることから始める」を実践することが大切です。 縁結びコーディネーターや民間事業者は、若者の出会いの場の創出や情報周知に協力します。	まちづくり活動への支援や環境整備を行います。

※1 リカレント教育：社会人の学びからスキルアップを図り、仕事等に活かすこと。



第2節 地域で活躍する人材の支援

2 移住定住の促進



基本方針

本市への円滑な移住に向け、魅力ある糸魚川暮らしを効果的に情報発信するとともに「暮らす・働く」際の受入態勢の充実及び支援制度の確立から、地元出身者も含め地域に根付く多様な人材の確保に努めます。

●現状と課題

- ・本市の人口は令和3年4月時点で41,010人と毎年約800人ペースで減少しており、特に若者や女性の東京圏への流出が止まりません。人口減少は経済活動の縮小や税収の減少、コミュニティ機能の低下など、将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすことが、懸念されています。
- ・第1期糸魚川市総合戦略では、各種支援制度の充実により、移住定住策を図ってきましたが、自然減の加速と社会減の増加から、地域社会の担い手不足が一層深刻となっています。
- ・テレワークの浸透によるリモートワークの普及や地方に生活拠点を移す二地域居住の進展など、U I ターン者の移住や働き方に対する考え方も多様化しており、特に若者、子育て世代から選ばれる地域となるためには、新しい価値観に対応できる地方創生を推進していく必要があります。
- ・移住希望者の希望に沿った情報提供、地域や企業による理解と受入態勢の充実、そして移住者に寄り添った支援制度の確立により、関係人口の創出からゆるやかな移住を進めていく必要があります。

●トピック

◆支援制度利用による移住者数の推移

(単位：人)

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3.8末
移住者数	29	36	43	64	50	21

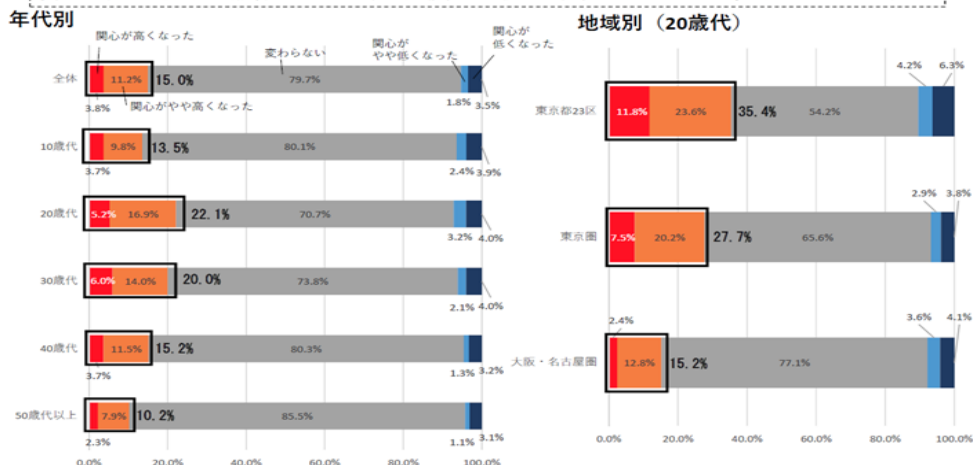
(資料：企画定住課)

◆内閣府「新型コロナウイルス感染症の影響下における生活意識・行動の変化に関する調査」

1. (共通) 地方移住への関心

○年代別では20歳代、地域別では東京都23区に住む者の地方移住への関心は高まっている。

質問 今回の感染症の影響下において、地方移住への関心に変化はありましたか。(三大都市圏居住者に質問)





● 施策の方向

① 支援窓口、情報発信の充実

- ・糸魚川暮らし相談窓口のワンストップ化を図るとともにオンライン移住相談の充実、本市の魅力や活躍している人のライフスタイルをホームページやSNS等で情報発信し、多様な働き方や暮らし方を望む声に対応していきます。
- ・本市出身大学生等がふるさとにUターンする機運を醸成するためのネットワークを構築し、各種座談会や学生と企業をつなぐ取組から地域の担い手となる人材の確保に努めます。

② 受入態勢の充実

- ・地域における担い手として、また企業採用の際の移住者に対する理解や受入意識を醸成するための研修会を実施し、糸魚川暮らしや仕事を体験できるインターンシップ事業等の受入先となるよう事業を推進します。

③ 支援制度の確立

- ・本市で円滑に暮らし始めるためのセミオーダー型移住体験ツアーの実施、賃貸住宅家賃や修学資金返済に対する経済支援をはじめ、首都圏クリエイター等の人材誘致や登録制度を行い、テレワークや二地域居住の「暮らす・働く」にも対応できる魅力ある糸魚川暮らしを提案します。



移住サポートサイト「わたしのいと」

● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
支援制度利用による移住者数	50 人	70 人	90 人

● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
地域や事業者は、地域の将来を考えて、移住者受入れに向けた話し合いを行い、各々が求める人材に対する受入態勢の構築に努めます。	移住希望者に対する支援事業を行うとともに、市民、地域、事業者の受入活動を支援します。

第3節 自主自立の市民活動の推進

1 自主自立の市民活動の推進



基本方針

住み続けられる地域、住みよい地域に向けて、市民・行政・地域が協働し、持続可能な地域づくりを推進します。

●現状と課題

- ・地域活動を担う若者やリーダーが不足しており、地域の活動維持のために育成が必要です。
- ・地域づくり活動を継続していくため、引き続き活動支援と合わせて、新たな地域づくりの展開や団体設立を促していく必要があります。
- ・自主自立の地域づくり活動につなげるため、引き続き地域づくりプランの取組を推進していきます。
- ・中山間地域においては高齢化率が高いことから、地域の実情に沿った地域づくり活動の進め方を検討する必要があります。
- ・過疎化・高齢化により、自治組織の役員の担い手不足など、集落機能の維持や活動が困難になってきており、支援が必要です。

●トピック

◆地区集会施設整備助成件数

地区集会施設整備補助金を受けて新築、修繕等を実施した地区数

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
新築・改築等			1		
修繕	13	10	11	12	7
取壊し					2
耐震・災害				1	5
計	13	10	12	13	14

▶▶▶毎年 10 数件の利用で推移しています。

◆地域づくりプラン取組地区数

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
策定	3	2	0	2	1
実現補助	5	9	9	8	8

▶▶▶着実に取組件数が増加しています。  
なお、地域づくりプラン実現事業補助金は、原則 5 年間の補助期間となっています。

◆集落支援員の配置人数

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
配置人数	4	7	11	11	11	11

▶▶▶主に中山間地域の高齢化率が高く、地域づくりに取り組む地区に集落支援員を配置しています。

◆まちづくりパワーアップ事業

単位：団体

年 度	H28	H29	H30	R1	R2
ソフト	4	3	2	2	3
ハード	1	2	1	1	1

▶▶▶市民等が主体となって取り組む地域づくり活動を支援しています。

◆若者の力による地域活性化交流事業

単位：団体

年 度	H28	H29	H30	R1	R2	計
通常分	2	1	2	3	0	8
復興分	0	1	2	0	0	3

▶▶▶若者が主体となって取り組む地域づくり活動を支援しています。  
なお、復興分は駅北大火エリア（中央、大町、新七、緑町の 4 区）での実施分です。

（資料：企画定住課）

## ● 施策の方向

### ① 人材育成

- ・リーダーの育成や地域活動を支援する中間支援組織の設立・育成を推進します。
- ・地域活動の維持、活性化のため、多世代の協働を促進し、次世代の地域活動の担い手の育成に努めます。
- ・ジオパーク資源を地域づくりに活用できるよう、住民に対する学術的支援を推進します。

### ② まちづくり団体の育成支援

- ・まちづくり団体の新たな活動展開や、新たな団体の活動の立ち上がりを支援するとともに、活動のステップアップとして地域と一体となった活動展開を促進します。

### ③ 地域づくり活動の促進

- ・市民自ら地域課題を認識し、地域の将来像や主な取組を明らかにする地域づくりプランの策定を促進します。
- ・地域づくりプランに基づいて市民が取り組む自主的・主体的な活動を促進します。
- ・地域づくりプランの活動を更に展開・継続していくための活動を支援します。
- ・地域が主体的に取り組む地域の支え合いの活動を促進します。

### ④ 地域づくり活動への人材支援

- ・地域担当者、集落支援員を配置し、地域づくり活動を支援します。
- ・地域おこし協力隊や大学連携を通じて、地域づくりをサポートする外部人材により地域活動を支援するとともに、本市と関わりを持った人が、続けて活動を展開できるよう努めます。

### ⑤ 自治組織への支援

- ・地域担当職員による情報提供や相談対応により、自治組織の運営を支援します。
- ・自治組織が取り組む集会施設整備を支援し、自治組織の運営を支援します。
- ・集落支援員を配置し、地域活動の支援や地域の見守り巡回、支え合い活動の取組等、集落機能の維持や活動を支援します。
- ・大学連携等による外部人材との地域交流により、自治組織の活性化を促進します。

## ● 施策指標

指標	現状 (R2)	中間目標 (R6)	最終目標 (R10)
地域づくりプラン策定地区数	14 地区	18 地区	22 地区

## ● 協働の取組

市民・団体・事業者等の役割	行政の役割
市民や地域は、地域活動の主役であり、自らが主体となって地域の課題等を自分事と考え、関心を持ち、地域活動に積極的に参加するよう努めます。	市民の様々な地域活動を支援し、地域や市民と手を携えて進める協働による地域活動を進めます。